

江東区障害福祉サービス事業所職員家賃支援事業補助金 支給上の注意

1. 対象月の考え方と対象経費の算定方法

■ 賃借料等の算定基準

対象月における補助対象経費の算定に用いる賃借料等は、**各月の初日時点**の金額となります。

■ 家賃助成額の取扱い

差し引かれる「家賃助成額」については、当該月分の家賃助成として支給する(又は支給予定の)助成額を記載してください。

■ 対象経費の算定式

各月の対象経費 = (当該月初日時点での賃借料等) - (当該月分の家賃助成として支給する(又は支給予定の)家賃助成額)

2. 補助額の支給時期と給与支給月との関係

各月の初日時点で算定された補助額については、原則として当該月中に職員へ支給されることを想定しています。

このため、給与が翌月払いとなっている事業所様におかれましては、給与対象月と家賃補助対象月が一致しない場合があります。

※この場合であっても、補助対象月の判定や補助額の算定には影響ありません。

【例】「**5月1日時点で算定された補助額**」は、職員への実際の支給月や同時に支払う給与の対象月に関わらず「**5月分**」となります。

3. 雇用開始月の取扱いについて

■ 初回給与月が雇用開始月の翌月となる場合

補助対象期間の起算月は初回給与月のため、**雇用開始月は補助対象外**となります。

【例】令和8年4月採用の職員で、初回給与月が令和8年5月となる場合、起算月は令和8年5月となります。

■ 月の途中から雇用され、初回給与月＝雇用開始月となる場合

初回給与月の初日時点では雇用されていないため、**当該月は補助対象外**となります。

【例】4月10日雇用開始かつ4月25日初回給与支給の場合、**4月1日時点で雇用されていないため、4月分は補助対象外**となります。

4. 支給期限(年度内支給の原則)【重要】

令和8年4月分～令和9年3月分の家賃補助については、令和8年度末(令和9年3月31日)までに職員へ支給されている必要があります。

年度末までに支給されなかった場合は、補助対象外となります。

令和8年度分の家賃補助を令和9年度に支給した場合も、令和9年度補助金として申請することはできません。